

名寄地区衛生施設事務組合告示第5号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定に基づく名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧について、名寄地区衛生施設事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成13年条例第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月6日

名寄地区衛生施設事務組合管理者 加藤 剛



記

- 1 施設の名称 (仮称) 名寄地区一般廃棄物中間処理施設
- 2 施設の設置場所 北海道名寄市字大橋 140 番 1他
- 3 施設の種類 一般廃棄物焼却施設及び破碎・選別施設
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ
- 5 施設の能力 30 t /16時間 (焼却施設) 及び3.6 t /5 時間 (破碎選別施設)
- 6 実施した生活環境影響調査の項目 大気質、騒音、振動、悪臭
- 7 縦覧の場所及び期間
 - (1) 場 所 名寄地区衛生施設事務組合事務所 (炭化センター内)
 - (2) 期 間 令和6年6月10日から令和6年7月22日まで
ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。
- 8 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先 名寄地区衛生施設事務組合事務所 (炭化センター内)
 - (2) 提出期限 令和6年8月9日 (金)